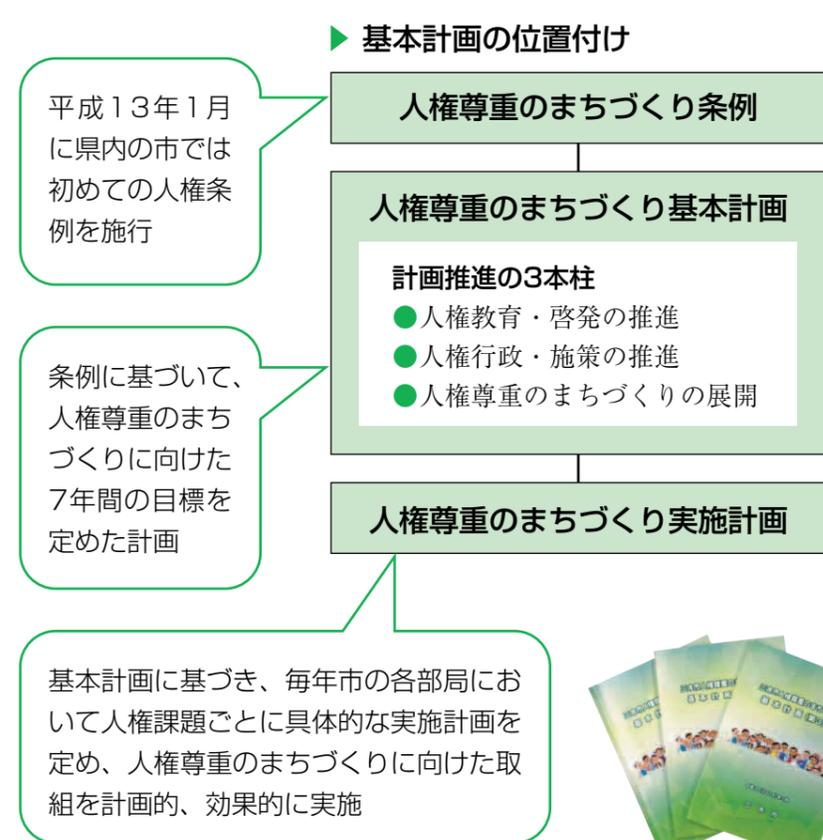
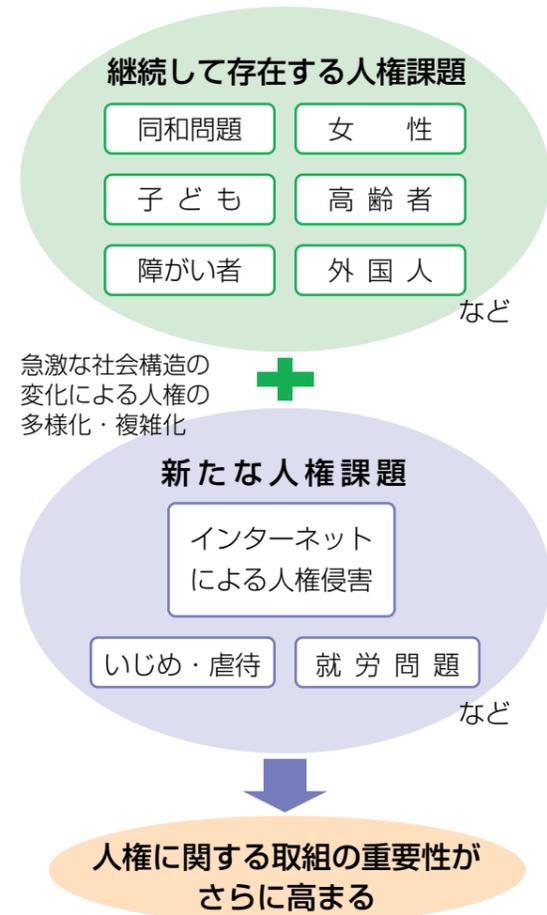


市では、人権が尊重され、一人一人が大切にされる心豊かなまち三木市をつくるため、平成13年に「三木市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、人権を基調としたまちづくりを進めてきました。
しかしながら、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐるさまざまな人権課題が今なお存在し、また、インターネットによる人権侵害、いじめや虐待、就労問題など、新たな課題も出てきています。

これらの人権課題の解決に向け、人権尊重のまちづくり基本計画（第3次）、男女共同参画プラン（第3次）を策定しました。
計画に則して人権教育・啓発に努めるとともに、人権施策を推進します。
今一度、人権について共に考えましょう。

人権尊重のまちづくり基本計画を策定
人権尊重のまちづくりのさらなる取組を進めるため、平成30年度から7年間を計画期間とする「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第3次）」を策定しました。
基本計画および概要版は総合隣保館、市立公民館、市立図書館にあるほか、市ホームページに掲載しています。



▼実施計画推進に当たってのポイント

●市民の実態とニーズに合った施策の実施
平成28年度の市民意識実態調査の結果をもとに、現状と課題を踏まえ施策を実施します。

●人権尊重を基盤とした業務の実施
市役所において、人権尊重の視点から業務遂行のあり方を検証し、工夫や改善を行います。

●ネット社会に対応した施策の推進
インターネットを悪用したいじめや人権侵害について、関係機関と連携して対応します。

●市民が主役の人権学習
市民が自ら参加したくなるような、市民を主役とした学習形態を検討します。

▶今後の主な取組・方向性

部落差別
—現在もなお存在する課題として—

- 部落差別をなくすための学習の推進
- 情報モラル教育の推進
- 総合隣保館の機能強化や全庁的な相談体制の充実



女性
—男女が共に活躍する社会へ—

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発
- 女性が安全安心に暮らせる環境づくり
- 男女共同参画センターの機能強化・相談体制の充実

高齢者
—生きがいをもちいきいきと—

- 培ってきた知識や経験を生かした社会参加と世代間交流の推進
- 高齢者が安全安心に暮らせる環境づくり
- 地域などでの交流の場づくり



子ども
—生きる力が育ち、発揮できるように—

- いじめ、虐待、不登校などの未然防止および早期発見に向けた取組
- 居場所づくりなど安全安心に暮らせる環境づくり
- 地域とともにある園(所)・学校づくり



外国人
—多文化共生社会の実現に向けて—

- 日本語教育や教科学習支援の充実
- 相談体制の充実など、安全安心に暮らせる環境づくり
- 地域づくりへの参画促進



障がい者—共生する社会へ—

- 合理的配慮の提供
- 障がい者が安全安心に暮らせる環境づくり
- 地域などでの交流の場づくり



その他

- H I V感染者、ハンセン病回復者、特定患者の人権を守るための教育・啓発
- 生活困難者への偏見をなくすとともに自立に向けた支援
- 犯罪被害者の人権への配慮を啓発し、相談などを支援
- L G B Tなど性的少数者が自分らしく生きられるよう相談体制の整備および教育・啓発 など